

# 1 コミュニティパテントレビューに関する調査研究

近年、世界的な特許出願、審査待ち案件数の増加、審査待ち期間の長期化を背景として、特許審査の質の維持・向上とともに、審査の効率化が望まれている。そして、これらの問題に対して、米国では、「コミュニティパテントレビュー」と呼ばれる民間の知識を審査に活用する試みが行われている。コミュニティパテントレビューとは、企業や大学等の研究者等をはじめとする一般人からなるコミュニティが、インターネット上で、特許出願に対するレビューを行い、その結果を特許庁に提示して審査に活用させる仕組みである。

本調査研究では、コミュニティパテントレビューに関する法制度や米国での先例の実施状況等の調査を行うとともに、我が国においても試行し、その試行結果を踏まえて我が国におけるコミュニティパテントレビューの有効性について検討、分析を行った。

## I. 序

昨今、我が国を始めとする世界各国において、特許出願の増大を背景に特許審査の質の維持・向上を図りつつ、特許出願の審査待ち期間の短縮等、迅速かつ的確な特許審査が期待されている。一方、技術の急速な発展等によって、技術が高度化、複雑化するとともに、情報通信技術の進歩やイノベーションのグローバル化等を背景に、技術に関する有用な情報が、特許文献、論文、書籍等の様々な形態で世界中に散在するようになってきている。そして、このような背景の中、特許審査の質を維持・向上しつつ、迅速な権利付与を行うため、我が国を含む諸外国で様々な施策が取り組まれている。その一つとして、近年、特許審査における官民のワークシェアリングを進め、特許審査の更なる効率化と質の向上を図るために、コミュニティパテントレビュー（以下、「CPR」という）を検討する動きが進んでいる。

CPRとは、企業や大学等の研究者、技術者等をはじめとする一般人からなるコミュニティが、インターネット上で、特許出願に対するレビュー（先行技術やコメントの提示、議論等）を行うものである。そして、その結果、有益な先行技術と判断された文献等を審査用資料として特許庁に提出するという知財システムにおける新たな仕組みである。CPRは、現在、米国で試行されているが、将来的には、特許審査の質の維持・向上を図るためのグローバルなインフラの一つとして位置付けられる可能性もある。

そこで、CPRに関する法制度及び米国における実施状

況等の調査を行うとともに、我が国におけるCPRの有効性について、調査・分析を行うために、本調査研究を実施した。

## II. CPRの試行に向けた我が国における現状及び検討状況

### 1. CPRの試行に向けた我が国における現状

#### (1) 審査待ち件数の増加と審査順番待ち期間の長期化

近年の特許出願数の増大、特許出願の内容の複雑化・高度化、及び審査請求期間が7年から3年に短縮されたこと（請求のコブ）等によって、審査待ち件数（審査滞貨）が、年々増加している。例えば、2007年度の審査待ち件数は88.8万件に達している。また、審査待ち件数の増加に伴って、審査順番待ち期間も長期化しており、2007年度は平均27ヶ月となっている。

#### (2) 特許審査の質の維持・向上

特許審査の迅速化・効率化が図られる中、同時に、特許審査の質の維持・向上が望まれている。この背景には、特許侵害訴訟において特許無効の抗弁がなされ、裁判所が特許を無効と判断するケースが増えていること、特許庁における無効審判の請求成立率や、無効審判の審決取消訴訟における裁判所の審決取消率が高い値を示していること等が挙げられる。これらは、特許庁における審査部と審判部、特許庁と裁判所との間の権利有効性判断の相違を示したものであり、必ずしも特許審査の質を直接測るものではない。しかしながら、審査、審判、裁判を通じ、一貫して安定し

た権利付与を実現するという点において、特許審査の質の維持・向上が望まれる。

### (3) 情報提供制度

特許審査の迅速化と、特許の質の維持・向上を両立させるために、情報提供制度(特許法施行規則第13条の2及び第13条の3)等を通じた、外部の知見の積極的な活用が期待されている。現在の情報提供制度の利用状況は、特許異議申立制度が廃止されたことなどを背景にして年々増加し、2007年度には7,000件以上に達している。また、提供された情報の76%が、拒絶理由通知において利用されている(平成19年1月に審査された案件についての調査)。

### (4) 非特許文献

現在、特許審査に資する技術情報は、特許文献のみならず、論文、雑誌等(以下、「非特許文献」という)の形態でも存在する。インターネットや情報通信技術の発達により、技術情報が様々な形態で存在する中、非特許文献が特許審査において利用される件数は増加傾向にある。一方で、非特許文献は、論文、雑誌、書籍、インターネット等、その形態が多様であり、特許文献に比してアクセスが困難なものとなっている。

## 2. CPRに関する検討状況

以上のような審査滞貨の増加、審査待ち期間の長期化等の特許制度を取り巻く現状の下、米国で試行されているCPRを踏まえて、我が国においても、知的財産戦略本部や特許庁等の研究会がCPRの重要性を唱え、その導入に向けた検討が行われている。

## III. CPRに関する法令・制度

CPRを実施するに当たっては、関連する法令・制度を踏まえる必要がある。我が国におけるCPRに関連する現行の法令・制度としては、第三者によって先行技術文献等を特許庁に提出できる情報提供制度がある。また、CPRは、一般人たる公衆がインターネット上に技術文献等の先行技術情報を提示するものであり、当該先行技術情報の性質によっては、その取扱いが著作権法との関係で問題となる。一方、米国におけるCPRに関連する法令・制度としては、公開された出願に対する第三者提出(Third Party Submissions)、異議申立て(protest)、情報開示義務(Duty

of Disclosure)、及び著作権法(Copyright Law)がある。

## IV. 米国におけるCPR (Peer to Patent)の概要

Peer to Patentは、ニューヨーク・ロー・スクールのパテント・イノベーション・センターによって、運営されている。一方、米国特許商標庁(以下、「USPTO」という)は、特許出願のレビュー・プロセスを改善及び合理化するために実行される戦略的イニシアティブの一つとして、同プロジェクトを採用し、同プロジェクトへの協力を次期戦略計画に挙げる等、同プロジェクトに協力する立場を採っている。また、同プロジェクトには、多数の企業等がスポンサーとして参加している。

Peer to Patentは、ネットワーク技術を利用して、技術の専門家と特許庁審査官及び特許審査プロセスとを結ぶウェブベースのシステムを提供している。

具体的には、インターネット上にポータルサイト(<http://www.peertopatent.org/>)を開設し、公衆からの参加者(以下、「レビュアー」という)が、特許出願のレビューを行うためのオープンなコミュニティの場が提供される。そして、当該サイトを通じて、主に以下のことが行われる。

- ・ウェブ上にレビュー対象である特許出願のリスト及び内容を掲載
- ・ウェブ上に先行技術情報のアップロードと概要を掲載
- ・特許出願に関するレビュアー間の議論
- ・先行技術情報に対する評価
- ・有力な先行技術情報のUSPTOへの提出

Peer to Patentは、現在、2年目の試行に入り、その最終的な結果はまだ得られていないが、実施機関であるパテント・イノベーション・センターは、試行1年目の結果について、「Peer to Patentプロジェクトの1年目の結果は、レビュアーからなるオープンネットワークが特許審査官によって利用可能な情報の質を改善し、また公衆のレビュアーは特許審査プロセスに関連する情報を生み出して、それに自らの時間を快く費やしていることを示している。USPTOの審査官への調査結果は、公衆によって提供された情報は、審

査プロセスに有益であることを暗示している」と述べている。また、同プロジェクト・リーダーであるNoveck教授は、「公衆の知識を行政プロセスに利用するという最初の一例として、Peer to Patentの1年目は、疑いなく成功であった」、「この特許の品質に関するプロジェクトの効果は、それを評価するにはより長い期間を必要とするが、初期的には、確実に明るい見通しである」と述べている。

## V. 我が国におけるCPRの試行

### 1. 試行方法

#### (1) CPRの試行の概要

我が国においてCPRを試行するに際して、その試行方法を、前章で述べた先例である米国におけるCPRの試行方法や委員会での検討を踏まえて定めた。下図に、我が国で試行したCPRの概要を示す。

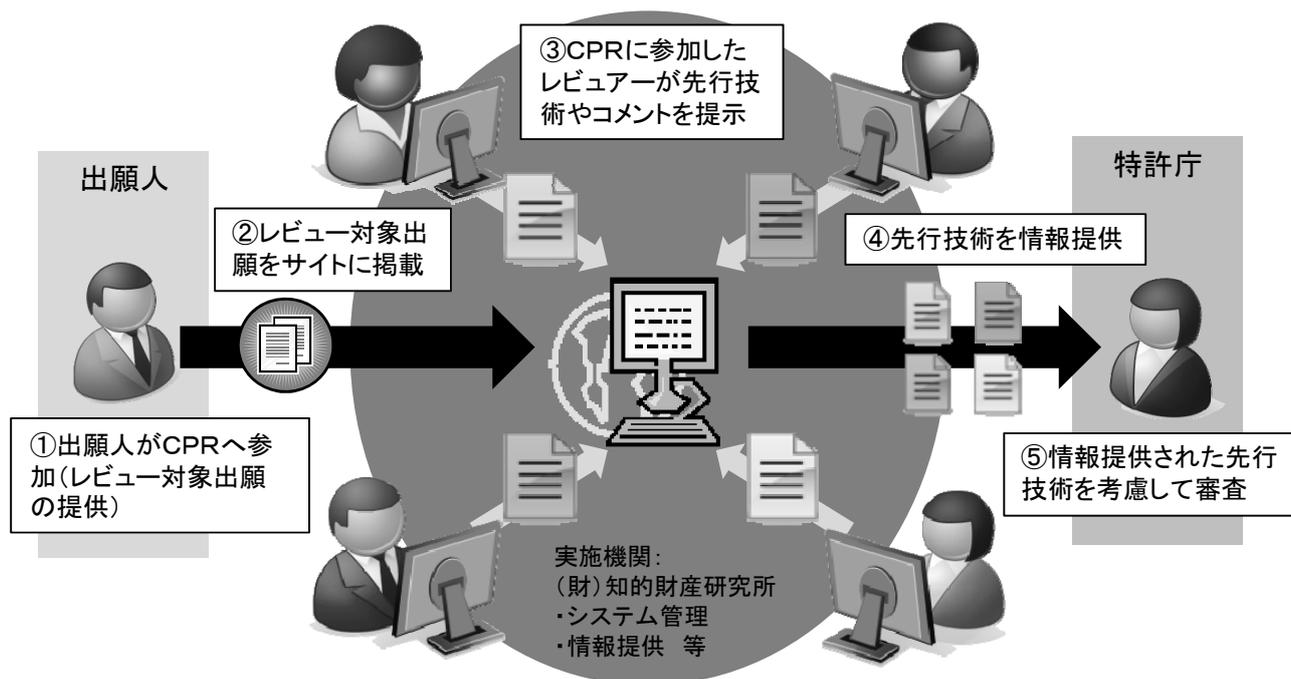


図1 CPR試行の概要

#### (2) 試行期間

2008年7月16日から2008年12月8日までCPRを試行した。なお、後述のとおり、CPRの試行に先立って、レビュアーの参加申請の受付を2008年6月20日に開始した。

#### (3) CPRサイト

上記CPRを試行するために、インターネット上にポータルサイトを開設した。

#### (4) レビュアー

CPRサイトに掲載されたレビュー対象出願について、先行技術やコメントの提示等のレビューを行いたい者が、その自由意思に基づいてレビュアーとしてCPRに参加する。

#### (5) レビュー対象出願

CPRを通じて、特許出願を公衆のレビューに付したい

出願人が、その特許出願をレビュー対象出願としてCPRに提供する。

レビュー対象出願は、米国での試行状況や技術分野の特性等を考慮して、情報分野(コンピュータ、ソフトウェア、ネットワーク等)を中心とした技術分野に属する特許出願を対象とした。また、CPRの趣旨にかんがみて、既に審査請求がされているもの、既に出願公開がされているもの、早期審査請求がされていないもの、及びまだ審査に着手されていないもの、をレビュー対象出願とした。

#### (6) レビュー方法

次に、参加申請したレビュアーが、CPRサイトにおいてレビュー対象出願のレビューを行う方法について述べる。なお、本CPRの試行における「レビュー」とは、レビュー対象出願に対する新規性(特許法第29条第1項)や

進歩性（同条第2項）に関する評価を意味する。具体的にはレビュー対象出願の内容の把握とともに、そのレビュー対象出願の新規性や進歩性を否定する根拠となり得る先行技術の提示や、これに関するコメントの提示を意味する。

#### （i）レビュー対象出願のCPRサイトへの掲載

出願人から提供されたレビュー対象出願は、レビュアーによるレビューに付すために、レビュー対象出願ごとに設定したレビュー開始日にCPRサイトに掲載される。CPRサイトには、各レビュー対象出願の内容（書誌事項や特許請求の範囲）に加え、その公開特許公報の電子データが掲載される。また、レビュアーによるレビュー対象出願についてのレビュー状況（レビューしたレビュアー数、提示された先行技術やコメントの内容及び数）も、レビュー対象出願とともにCPRサイトに掲載される。

なお、CPRサイト上のレビュー対象出願の内容やレビュー状況の閲覧は、各出願人の意向に従って、参加申請したレビュアーのみに制限するか、又は一般の閲覧も可能とするか（以下、「一般公開」という）を、レビュー対象出願ごとに選択できることにした。すなわち、前者を希望したレビュー対象出願は、参加申請したレビュアーに付与したID及びパスワードによってアクセス制限がかけられたページにのみ掲載され、後者の場合は、アクセス制限がかけられていないページに掲載される。

#### （ii）レビュー期間

レビュー対象出願が、レビュアーによるレビューに付される期間は、米国における試行方法や本CPRの試行結果の分析期間を考慮して、レビュー対象出願ごとに3か月とした。

#### （iii）先行技術の提示

レビュアーは、レビュー対象出願の内容を把握した上で、関連する先行技術を提示することができる。先行技術の提示は、レビュー対象出願ごとに設定されたeメールアドレス宛に、提示しようとする先行技術に関する書誌事項（タイトル、リンク先等の情報源、関連性に関する記述等）を記載したeメールを、送信することによって行う。そして、レビュアーからeメールによって提示された先行技術は、

その書誌事項が、提示者（ユーザー名）とともにCPRサイトに掲載される。

#### （iv）コメントの提示

レビュアーは、レビュー対象出願の内容を把握した上で、レビュー対象出願に関するコメントや他のレビュアーが提示した先行技術に関するコメントを提示することができる。コメントを提示しようとするレビュアーは、レビュー対象出願ごとに設けられたコメントの投稿及び閲覧が可能なページに、提示しようとするコメントを入力することによって行う。レビュアーから提示されたコメントは、提示者（ユーザー名）とともにリアルタイムでCPRサイトに掲載される。

### （7）特許庁への情報提供

レビュアーから提示された先行技術は、提示されたコメントも踏まえ、その内容、適格性等が実施機関によって検討される。そして、特許庁の審査官による審査に資すると判断された先行技術は、情報提供制度（特許法施行規則第13条の2）を利用して、特許庁に提出される。

### （8）特許庁審査官による審査

レビュアーから提示された先行技術が、情報提供制度によって特許庁に提出されたレビュー対象出願は、通常の特許審査と同様に特許庁審査官によって審査される。

### （9）アンケート調査

CPRに関するニーズや意見を聴取するため、及びCPRの有効性等の分析材料を得るために、参加したレビュアー、出願人及びレビュー対象出願の審査を担当した特許庁審査官に対して、レビュー対象出願のレビュー終了後にアンケート調査を実施した。

## VI. CPRの試行結果及び分析

### 1. 試行結果の概要

次表に、我が国において実施したCPRの試行結果の概要を示す。また、我が国と米国では、CPRの試行方法等に相違があり、単純に比較することはできないが、米国における1年目の試行結果を、次表に併せて示す。

表1 米国及び日本の試行結果

	米国	日本
サイトへのアクセス		
サイト訪問者数	40,000人以上	11,950人
参加者		
レビュアー数	2,092人	253人
出願人数	13社(個人3人含む)	16社 <sup>(*1)</sup>
レビュー対象出願数	40件	39件
レビュー結果		
レビュアーのうち、実際にレビューを行ったレビュアー数(割合)	365人(約17%)	22人(約9%)
提示された先行技術の総数	173件	137件
提示された先行技術のうち、非特許文献の総数(割合)	96件(約55%)	17件(約12%)
提示されたコメントの総数	395件	11件
特許庁への先行技術の提出		
特許庁に先行技術が提出されたレビュー対象出願数	36件	37件
特許庁に提出した先行技術(以下、「提出文献」という)の総数	168件	120件
特許庁審査官による審査結果		
ファースト・アクションが出されたレビュー対象出願数	36件	35件
提出文献を引用した拒絶理由通知 <sup>(*2)</sup> が出されたレビュー対象出願数	13件	13件
拒絶理由通知で引用された提出文献の総数	14件	19件
非特許文献の提出文献を引用した拒絶理由通知が出されたレビュー対象出願数	8件	0件

(\*1) 関係会社1社、共同出願人1社を含む。

(\*2) 米国の場合は、オフィス・アクション (Office Action)。以下、同様。

## 2. 試行結果の分析

今回の試行では、参加レビュアー数、出願人数及びレビュー対象出願数においては、試行当初の想定数を上回る結果となり、量的には一定の結果を得たと言える。また、レビュー対象出願数39件中13件のファースト・アクションにおいて、CPRを通じて情報提供した先行技術が

拒絶理由通知で引用され、審査に資するという点においても、CPRが一定の効果を奏したと言える。

しかしながら、今回の試行において種々の課題も明らかとなった。次図に、その課題及び課題解決の方向性をまとめたものを示す。

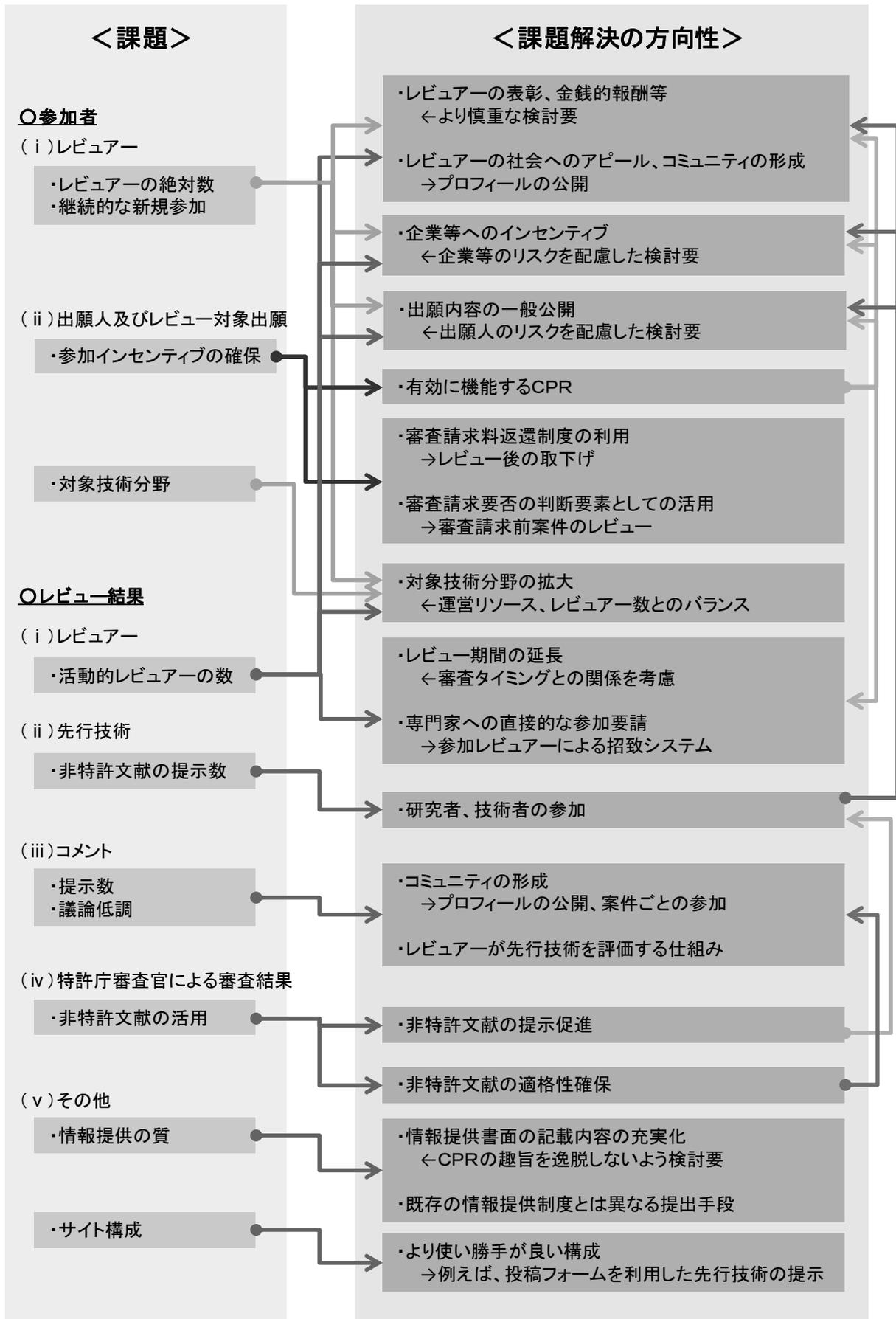


図2 課題及び課題解決の方向性

## Ⅶ. 結び

我が国で試行したCPRでは、16社の出願人から提供を受けた39件のレビュー対象出願に対して253人のレビューが参加し、先行技術やコメントの提示といったレビューが行われた。具体的なレビュー結果としては、38件のレビュー対象出願に対して137件の先行技術が提示され、そのうち120件の先行技術を、情報提供制度を利用して特許庁に提出した。情報提供した先行技術を考慮した特許庁審査官による審査の結果では、13件のレビュー対象出願の拒絶理由通知において、CPRを通じて情報提供した先行技術19件が引用された。

また、今回の試行に参加した出願人及び特許庁審査官に対して、アンケート調査を行った結果によれば、レビュー対象出願と関連性が高い先行技術等、CPRを通じて有益な情報が得られたという回答が多くあった。さらに、CPRが特許審査の質を維持・向上させるという点で有効と思うかという問いに対しても、肯定的な意見が多く寄せられた。したがって、実際に、CPRを通じて情報提供した先行技術の一部が、特許庁審査官による審査で利用された事実や、出願人ないしは特許庁審査官のCPRに対する評価をかんがみれば、今回試行したCPRにおいて一定の効果を果たしたと言え、CPRの有効性を推認することができた。一方、今回の試行を通じて、CPRにおける種々の課題も明らかとなった。特に、大きな課題としては、次の二つが挙げられる。

第一は、参加レビューアールの数である。今回の試行では253人のレビューアールが参加したものの、実際に先行技術やコメントの提示といったレビューを実施したレビューアールは22人であり、決して十分な数ではなかった。CPRは、レビューアールによる先行技術やコメントの提示といった自主的なレビューを前提とするものである。そして、より適切かつ十分なレビューが行われるためには、相当数のレビューアールの参加とレビューアールによる活発なレビューが必要であり、参加レビューアールの増加とともに、レビューを促進させるための改善が必要と思われる。

より多くの者にレビューアールとして参加してもらうためには、レビューアールないしは出願人へのインセンティブ、より積極的かつ広範な告知活動、レビュー対象出願の一般公開等の様々な改善策が考えられる。また、レビューを活発

化させるための仕組みとしては、上記レビューアールの参加促進策に加え、例えば、より深いコミュニティの形成が挙げられる。今回の試行では、レビューアールから提示されたコメントが11件しかなかったが、これは、レビューアール間の議論がほとんど行われなかったことを意味し、レビューアール同士のコミュニティの形成がなされなかったことが一因と考えられる。したがって、レビューアール間で議論をしやすい環境を整えるために、レビュー対象出願ごとの参加を可能として、そのレビュー対象出願のレビューを行いたいレビューアール（コミュニティ）をグループ化すること等によって、コミュニティを視覚的に形成することも一案である。その際には、レビューアールのプロフィールの公開が、お互いを知る材料となり、コミュニティの形成に役立つと考えられる。そして、コミュニティの形成が、レビューアールへのインセンティブにもなり、CPRへの参加にもつながることとなる。一方、レビュー対象出願の個別具体的な内容を踏まえ、その技術内容に精通した専門家やキー・パーソンの参加もレビューを活発化させるためには必要であろう。そのために、専門家等の特定及びレビューアールとしての参加招致、レビュー対象出願の一般公開化等の改善が必要になるであろう。

第二は、非特許文献の数である。今回の試行では、レビューアールから提示された先行技術137件のうち、そのほとんどは特許文献であり、非特許文献は17件にとどまった。CPRの基本的概念を、レビュー対象出願に関連する先行技術の発見を目的とすれば、その先行技術にはあらゆる種類が含まれるのであるから、先行技術の種別による大小は余り大きな問題ではない。また、特許文献であっても、CPRを通じて提示され、それが特許庁の審査で活用されれば、CPRの効果はある程度は肯定できる。しかしながら、出願人に対するアンケート調査では、CPRにおいて学術文献や雑誌・書籍等の非特許文献の提示を期待するという回答が多かった。また、特許庁審査官は、通常の審査スキームにおいて主として特許文献の調査を行っており、特許文献に関する知識を十分に有しているとすれば、CPRを通じた特許文献の提示は、審査の効率を高めることにはなるが、審査の質を向上させることにはつながらないと思われる。そして、非特許文献にアクセスすることがより難しいという現状にあっては、公衆の知識によって非特許文献が提示されることが望まれるところであり、それがCPRの有効性をより高めることになる。

より多くの非特許文献が提示されるためには、研究者・技術者からのより多くの参加が必要と考える。また、非特許文献の提示を期待している出願人には、研究者・技術者の参加を望む意見が多いことから、研究者・技術者の参加が非特許文献の増加につながる事が推定できる。米国と我が国において、参加レビューの属性に相違があったが、その理由の一つとしては、レビュー対象出願等の一般公開の有無が挙げられる。すなわち、レビュー対象出願等を一般に公開しない場合では、レビューの参加申請をしない限り、レビュー対象出願の具体的内容や実際のレビューの状況を見ることはできない。このような環境において、知財専門家であれば、レビュー対象出願等の具体的内容を見なくても、自らの専門分野である知的財産における新たな取組みとしてCPRに興味を抱き、参加する者もいるであろう。しかしながら、研究者・技術者は、日常的には、CPRのみならず、特許制度自体についても情報や知識を持っていないことからすれば、CPRの実体が把握できない状況では、CPRに対する興味を抱きにくいと考えられる。

したがって、上記レビューの参加数の課題に対しては、特に、研究者・技術者の参加を促進させるための改善が必要である。そのために、前述したレビューの参加促進のための種々の改善策を検討すべきであり、特に、研究者・技術者の参加促進のためには、レビュー対象出願等の一般公開化等が必要であろう。

今回の試行を通じて、我が国におけるCPRが一定の効果を奏し、ある程度の有効性が確認されたが、CPRの種々の課題が浮き彫りになったことも事実である。しかしながら、今回の試行結果において、我が国におけるCPRを直ちに否定し得るものではなく、この試行を通じて種々の課題が把握されたという点では、試行を行った意義があったとすることができる。

一方、米国では、世界に先駆けてCPRを試行し、ある程度の有効性が確認されている。しかし、そもそも第三者による先行技術の提示といった制度が実質的に存在しない米国と、情報提供制度が確立している我が国とでは、CPRの位置付けあるいはメリットが異なり、米国での成功事例が、我が国にも直ちに当てはまるとは言えない。しかしながら、知的財産権としての特許が重要視されると同時に、特許成立後に無効とされるケースが散見される今日に

においては、特許の価値ないしは質を確かなものとするために、CPRが重要な役割を担う可能性は十分にあり、その役割に期待するレビュアー、出願人も多い。また、昨今の審査待ち案件の増加と審査待ち期間の長期化を大きな課題とする特許制度を取り巻く環境を考慮しても、審査の効率化とともに、審査の質の維持・向上を図るための一手段として、CPRが有効に機能することが望まれる。

米国では、現在はまだ試行段階ではあるが、継続的な試行を通じてある程度の成果を収めていることから、将来的に本格運用に移行する可能性は十分にある。また、米国での先例に習い、我が国のみならず英国でもCPRの導入に向けた検討が行われており、CPRが、今後、世界各国に広がり、グローバルな特許審査システムの一つになる可能性もある。そして、そのような場合に備え、我が国企業等がCPRをその知財戦略の一つとして有効活用できるようにするためにも、CPRの有用性を検討、確立していく必要がある。また、CPRがグローバルなインフラとして位置付けられるためには、世界各国とのハーモナイゼーションも視野に入れたCPRの更なる検討も望まれるであろう。

CPRは、特許行政に民間の知識を取り入れた、これまでにない新たな官民のワークシェアリングの一つである。そのため、CPRが真に有効なものとして機能するためには、種々の試行錯誤を経るなど、ある程度の時間を要するかもしれないが、今回の試行によって明らかになった課題の改善を図り、その有効性を確かなものとするための更なる検討が行われることを期待したい。

(担当：研究員 石原隆史)